

# PTA だより

茨城県立常陸太田特別支援学校 P T A

令和 5 年 4 月 24 日発行 No. 1

先日、小学部、中学部、高等部の新 1 年生を迎え入学式を行いました。

本年度も有意義な P T A 活動を進めていきます。一年間どうぞよろしくお願ひいたします。

さて、今年度も P T A 総会は書面決議といたします。本日、配付いたしました P T A ・後援会総会資料と一緒に P T A だよりをご一読ください。本校の P T A についてご紹介いたします。

## ○ P T A 本部役員

構成	会長 1 名、副会長 3 名、書記 2 名、会計 2 名、監査 2 名 *副会長・書記・会計は、教職員を 1 名ずつ含む（教頭、担当教員、事務長）
主な活動内容	○ P T A 活動全般に関する話し合い（P T A 役員会） ○ P T A 運営委員会への出席 ○ P T A 主催行事の企画・運営 ○ 知 P 連・特 P 連などへの参加（*知 P 連・特 P 連については下記参照）

## ○ P T A 常設委員会・学年委員会

委員会名	常設委員会		学年委員会
	広報委員会	研修・厚生委員会	
構成	学年代表 5 名	学年代表 6 名	各学年代表 12 名
主な活動内容	○ P T A 広報誌「Home」の編集・発行、発送準備 ○ P T A 運営委員会への出席（委員長）	○ 研修会の企画・運営 ○ 奉仕作業の企画・運営 ○ P T A 運営委員会への出席（委員長）	○ <u>学年行事</u> の企画・運営 各学年内の連絡・調整 ○ P T A 主催行事への協力 ○ P T A 運営委員会への出席（全員） ○ 次年度の役員選考

学年行事とは、保護者の相互の親睦と教養を深めることを目的として行います。保護者間で話し合って内容を決めていただき、保護者だけの参加で実施するものでも、休日や夏休み中に親子で実施するのも可能です。例えば、施設見学に出かけたり、夏休み等を利用して親子でレクリエーションを行ったりするものです。学年委員、連絡係を中心に皆さんで協力して進めてください。

## ○ 令和 5 年度の学年委員、常設委員について

小学部 1 年生・中学部 1 年生・高等部 1 年生は入学式の日委員を選出しました。

他学年におかれましては、分散型授業参観・懇談会を実施しますので、次の方法で決定していきます。

**学年委員 1 名 常設委員 1 名**

学年委員と常設委員は、懇談会の際、昨年度の学年委員が中心となり話し合い等で選出させていただきます。なお、学年委員がいないクラスは、連絡係（各クラス 1 名）の選出をお願いします。連絡係は、学年委員が運営委員会に出席できないときや学年レクなどの企画、運営を学年委員と協力していただくためのお手伝いをする役割です。

※常設委員については、広報委員会は、小 1、5 年、中 1、3 年、高 2 年

研修・厚生委員会は、小 2、4、6 年、中 2、高 1、3 年

の方をお願いします。

※小学部 3 年生は、児童数が 5 名以下のため学年委員のみの選出となります。（PTA 会則 23 条）

## ○ 5 月の P T A の活動予定

5/11(木) 広報委員会

5/17(水) 研修・厚生委員会

5/29(月) P T A 役員会、運営委員会

## ○校外のPTA関係組織について

### 特P連

- ・「茨城県**特別**支援学校**P T A連絡協議会**」の略称です。
- ・県内全ての特別支援学校（知的障害、肢体不自由、盲、聾、病弱）の組織です。
- ・年間2回の会員研修会があります。（2回目は知P連との合同開催）

### 知P連(今年度は監事校です)

- ・「茨城県特別支援学校**知的障害教育校P T A連絡協議会**」の略称です。
- ・県内の特別支援学校のうち知的障害の学校の組織です。
- ・年間3回の会員研修会があります。（研修会についてはその都度ご案内いたします。）
- ・各県の上に、関知P連（関東甲信越地区のPTA連合）、全知P連（全国のPTA連合）などの組織があります。

## PTA役員、お疲れ様でした

3月10日に、PTA退会役員感謝状贈呈を行いました。

令和4年度をもって、本校PTAを退会されました役員の方々へ、要項10ページにございます本校PTA内規の表彰規定に基づき、感謝状をお送りしました。

長年にわたり、学校のためにご協力いただきありがとうございました



## お知らせ

今年度「あげます・ください」、「PTA図書」について、内容や利用の仕方を検討していきたいと考えています。新しい利用の仕方が決まりましたら、改めてお知らせさせていただきます。

※「あげます・ください」…不用品（例）体操服、制服、ネクタイ、リボン、セーター及びベスト（制服の下に着るものに限る）、作業服などをお互いに譲り合って利用すること。